

四日市市告示第 381 号

四日市市高齢者おむつ支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 27 年 9 月 4 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市高齢者おむつ支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市高齢者おむつ支援事業実施要綱（平成 12 年四日市市告示第 114 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市高齢者おむつ<u>等</u>支援事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この事業は、在宅のねたきり高齢者<u>及び</u>認知症高齢者(以下「ねたきり高齢者等」という。)に対し、<u>おむつ等引換券</u>(以下「おむつ券」という。)を<u>支給することにより</u>、ねたきり高齢者等及び介護者の支援を図ることを目的とする。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第 2 条 <u>おむつ券</u>の支給対象者は、本市に住所を有し在宅にて生活する者で、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定において要介護3より重度と判定されたねたきり高齢者等で、常時<u>おむつ等</u>が必要であると認められる<u>もの</u>とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。</p>	<p>四日市市高齢者おむつ支援事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この事業は、在宅のねたきり高齢者<u>および</u>認知症高齢者(以下「ねたきり高齢者等」という。)に対し、<u>おむつ</u>を<u>支給(貸与を含む。)</u>することにより、ねたきり高齢者等及び介護者の支援を図ることを目的とする。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第 2 条 <u>おむつ</u>の支給対象者は、本市に住所を有し在宅にて生活する者で、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項に規定する要介護認定において要介護 3 より重度と判定されたねたきり高齢者等で、常時<u>おむつ</u>が必要であると認められる<u>者</u>とする。ただし、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている者を除く。</p>

(支給対象経費)

第3条 おむつ券により支給の対象となる経費（以下「支給対象経費」という。）

は、次の各号に掲げる品目（以下「おむつ等」という。）の購入、借り上げ又は配送にかかる費用とする。

- (1)紙おむつ、リハビリパンツ、布おむつその他これらに類するもの
- (2)尿取りパッド
- (3)お尻ふき
- (4)介護用手袋
- (5)介護用防水シート

(支給の方法)

第4条 おむつ券の支給は、一月当たりの支給対象経費500円毎に500円分のおむつ券を一枚発行するものとし、500円に満たない端数については、支給の対象としない。ただし、一月当たりの支給は、6,500円分を上限とする。

(申請等)

第5条 おむつ券の支給を受けようとする者は、四日市市高齢者おむつ等支援申請書(第1号様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに調査を行い、支給の必要性があると認められた者には四日市市

(支給の額等)

第3条 支給の額は、1月当たりのおむつの購入又は借り上げにかかる費用が6,500円を超える場合は6,500円とし、それ以下のものはその実額とする。

2 支給方法は、金額相当のおむつ引換券によるものとする。

(申請等)

第4条 おむつの支給を受けようとする者は、四日市市高齢者おむつ支援申請書(第1号様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに調査を行い、支給の必要性があると認められた者

高齢者おむつ等支援決定通知書(第2号様式)により通知するとともに、四日市市おむつ等引換券(第3号様式)を原則申請月の翌月から交付し、支給の必要がないと認めた者には四日市市高齢者おむつ等支援却下通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(支給の一時停止)

第6条 市長は、おむつ券の支給を受けている者(以下「おむつ券使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当したときは、おむつの支給を一時停止するものとする。

(1)から(3)まで (略)

2 介護者は、おむつ券使用者が前項各号のいずれかに該当したときは、速やかに市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により、おむつ券の支給を一時停止されているおむつ券使用者が同項各号のいずれにも該当しなくなった後におむつ券の支給の再開を希望する場

には四日市市高齢者おむつ支援決定通知書(第2号様式)により通知するとともに、四日市市おむつ引換券(以下「引換券」という。)(第3号様式)を申請月の翌月から交付し、支給の必要がないと認めた者には四日市市高齢者おむつ支援却下通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(おむつの引き換え等)

第5条 前条第2項の規定により、引換券の交付を受けたねたきり高齢者等又は介護者は、引換券の取扱店において引き換えができる範囲内で、希望するおむつと引き換えるものとする。

(支給の一時停止)

第6条 市長は、おむつの支給を受けているねたきり高齢者等が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該ねたきり高齢者等に対するおむつの支給を一時停止するものとする。

(1)から(3)まで (略)

2 介護者は、当該ねたきり高齢者等が前項各号のいずれかに該当したときは、速やかに市長に申し出なければならない。

合は、市長にその旨を申し出なければならぬ。

4 前項の規定による申し出があった場合において、市長は、原則申し出があった月の翌月からおむつ券の支給を再開するものとする。

(支給対象からの除外)

第7条 市長は、おむつ券使用者が、次の各号のいずれかに該当したときは、第2条に規定する支給対象から除くものとする。

(1) (略)

(2) 前条第1項各号の入所・入院・利用が引き続き3か月を超えたとき。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

2 前項により支給対象から除外となった者が再び支給対象となった場合は、あらかじめ市長に申請しなければならない。

(支給対象からの除外)

第7条 市長は、おむつの支給を受けているねたきり高齢者等が、次の各号のいずれかに該当したときは、第2条に規定する支給対象から除くものとする。

(1) 前条第1項第1号の入院が引き続き3か月を超えたとき。

(2) (略)

(3) 前条第1項第2号の入所・入院が引き続き3か月を超えたとき。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

第8条 前条により支給対象から除外となった者が再び支給対象となった場合

第 <u>8</u> 条 (略)	<u>は、あらためて市長に申請しなければ</u> <u>ならない。</u> 第 <u>9</u> 条 (略)
------------------	--

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市高齢者おむつ等支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付されたおむつ券に係る支援から適用し、同日前に交付されたおむつ券に係る支援は、なお従前の例による。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)